

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

暑中お見舞い申し上げます。

7月24日と25日は、久しぶりに草木が喜ぶような夏の太陽が出た日でした。サルスベリの赤い花やアペリアの白い花も雨ばかりだとダラーっとしていましたが、太陽の光にあたると、天に向かって生き生きと、ピーン！としていました。毎日、雨ばかりで水ぶくれになっていましたが、久しぶりに体がしまったようです。このまま梅雨明けになれば良いのですが、26日は台風が来まして、なんとも言えません。早く来い来い梅雨明け宣言と真夏の太陽、入道雲、暑い夏よ。

暑中お見舞い申し上げます。



平成27年 成夏
税理士法人 未来税務会計事務所
代表社員 西田 尚史
外 職員一同

欠損金の繰越期間の延長

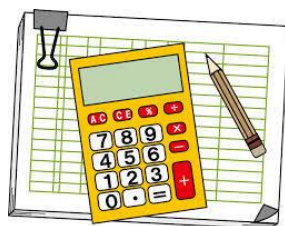
中小企業を含むすべての青色申告法人を対象に欠損金の繰越期間、また、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間が現行の9年から10年に延長されます。これに伴い、①帳簿書類の保存期間が9年から10年に延長されるほか、法人税の欠損金額に係る②更正の期間制限及び③更正の請求の期間もそれぞれ9年から10年に延長されます。

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

つまり、本来、税務上の帳簿の保存期間は7年なのですが、**欠損金の生じた年度の帳簿については10年間保存しなければ**

欠損金の繰越控除の規定が適用できない、ということです。

※〇内が欠損金が生じた事業年度の保存期間



帳簿・書類	帳簿及び書類の具体例	通常の保存期間と欠損金が生じた事業年度の保存期間
帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳、経費帳など	7年 (10年)
決算書類	青色申告決算書(貸借対照表・損益計算書)、棚卸表など	7年 (10年)
	領収書、預貯金通帳、借用証書など	7年 (10年)
	有価証券取引書、社債申込書など	7年 (10年)
証憑書類	請求書、注文申込書、契約書、見積書、手形控、仕入伝票等	7年 (10年)
	納品書、送り状、貨物受領書、入庫報告書、出荷依頼書等	7年 (10年)

H27年度 路線価が発表されました

国税庁は、7月1日に相続税や贈与税の算定基準となる2015年分の路線価を発表しました。全国の約32万9千地点における対前年平均変動率はマイナス0.4%で、7年連続で下落していますが、下げ幅は前年よりも0.3%縮小しています。東京、大阪などの大都市圏では上昇しており、大都市を中心に景気回復傾向が見られます。

路線価 検索

国税庁HP (<http://www.rosenka.nta.go.jp/>)

< 都道府県庁所在地の最高路線価ランキング >

順位	所 在 地	路線価(千円)/㎡
1	東京 中央区銀座5丁目銀座中央通り	26,960
2	大阪 北区角田町御堂筋	8,320
3	名古屋 中村区名駅1丁目名駅通り	7,360
┆	┆	┆
5	福岡 中央区天神2丁目渡辺通り	5,000
┆	┆	┆
12	熊本 中央区手取本町下通	1,150

(出典：日本経済新聞 2015/7/1 web版)

県内10税務署別の最高路線価でみると、最も高かったのは熊本市中央区手取本町下通の1,150千円/㎡で、2009年以降から続いた下落から横ばいに転じています。不動産鑑定士によれば

「上昇地点が増えた熊本市を中心に回復基調、しかし県北や県南では地価が底値に近づいたため、下落幅は縮まったが、依然として熊本市圏の二極化は進んでいる。」ということです。

< 熊本県内税務署別 最高路線価 >

署 名	所 在 地	路線価(千円)/㎡
熊本西	熊本市中央区手取本町・下通	1,150
熊本東	熊本市東区若葉1丁目・電車通り	110
八代	八代市本町2丁目・本町通り	47
人吉	人吉市九日町・九日町通り	37
玉名	玉名市高瀬・中町通り	48
天草	天草市南新町・国道324号	78
山鹿	山鹿市山鹿・325号	40
菊池	菊陽町光の森3丁目・県道住吉熊本線	96
宇土	宇城市松橋町松橋・国道266号	45
阿蘇	阿蘇市一の宮町宮地・国道57号	25

(出典：熊本日日新聞 7月2日)

H27年度 税制改正及びマイナンバーセミナー



今、話題の「マイナンバー制度」。聞いたことはあるけど、一体どういうことなのか。この「マイナンバー制度」、事業者のどの業務に影響があるのでしょうか。一番影響を与える業務は「給与業務」です。給与計算システムを導入している企業は、現行のシステムでは対応できませんので、早めの改修を検討する必要があります。税制改正で変更点もございますので、合わせてこの機会に仕組みから理解しましょう。是非、御参加くださいませ。

日 時：平成27年8月25日(火)

13:30~16:30(受付13:00)

①13:30~15:00 マイナンバーについて

講師 片平 希望

②15:15~16:30 税制改正について

講師 西田 尚史

場 所：当事務所3F 大会議室

受講料：1,000円(資料代)

(別紙参照)

※次回マイナンバーセミナー予定日

9月16日、10月16日、11月19日、12月16日

10月にマイナンバー発行となります。早めの事前対策をお勧めします。是非御参加頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

マイナンバーの気になる質問!

Q. マイナンバー漏えいに対する罰則は?

A. マイナンバー法では4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその両方に処せられることが想定されます(マイナンバー法67条)。最大で4年以下の懲役となりますので、初犯であっても執行猶予の付かない可能性がある重い罰則となっています。また、両罰則規定となっていますので、法人についても200万円以下の罰金を受けることに留意したい点です。

この点、個人情報保護法では罰則がなかったため、大きな違いといえるでしょう。

【表】マイナンバー法における主な罰則

主体	行為	法定刑
個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者	正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルの提供	4年以下の懲役または200万以下の罰金(併料されることも)
	業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用	3年以下の懲役または150万円以下の罰金(併料されることも)
主体の限定なし	人を欺き、暴行を加え、または脅迫することや財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などによりマイナンバーを取得	3年以下の懲役または150万円以下の罰金
	偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けること	6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関して法令違反のあった者	特定個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役または50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会から報告や資料提出の求め、質問、立入検査を受けた者	虚偽の報告、虚偽の資料提出、答弁や検査の拒否、検査妨害等	1年以下の懲役または50万円以下の罰金

引用元: T&A master602号より

(お願い) 上記のようになってしまいますので、必ずセミナーに来て下さいね! 知らなかったでは済みません。お待ち申し上げております。

九州農業経営研究会主催
東京大学大学院 教授 鈴木 直弘 氏 講演会
「続TPPについて」

このままいったらTPP成立、これでいいのか?日本人よ。政治家とはウソツキ、国民との約束はどうしたのか? TPP反対で当選したのに当選したら嘘ばかり、信用0ですね。

日時: 平成27年8月21日(金) (受付14:30)

①講演開始 15:00~17:00

②交流会開始 17:30~

場所: メルパルク熊本

費用: 無料

※交流会参加の方は別途5,000円です

定員: 先着100名



※詳しくは別紙にて。準備がございますので、必ず申込をお願いします

農業簿記1級ができました!!

1級教科書 各1,620円(税込)
1級問題集 各1,296円(税込)
<7月10日発刊>
◎財務会計
◎原価計算
<9月発刊予定>
◎管理会計



※当事務所での注文可能です。
※1級検定試験は、第5回7月施行予定となっております。
詳しくは、日本ビジネス技能検定協会HPまでどうぞ♪

農業簿記検定

検索

チラシ配布希望者は
担当者まで♪

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
http://www.mirai-town.net/

<企業シリーズ No. 226>

株式会社 アイビーエス

今回は会計ソフト関連の会社で、株式会社アイビーエス様をご紹介します。創業16年目のソフトハウスです。

○販売管理(売掛金管理・納品書管理・請求書管理・在庫管理)のパッケージソフトを提供しています。

○経営に必要な売上総利益(粗利)の把握ができます。

○伝票発行などボタン1つで実行できます。

○流行りのマイナンバーについてもシステム構築中です。

お気軽にお電話くださいませ。

〒861-2202

熊本県上益城郡益城町田原2081-10

テクノロジーパーク電研ビル内1-2

TEL: 096-214-5238

FAX: 096-214-5227



アース化研株式会社

「シラス」で地球温暖化防止!
~BIGプロジェクトでさらなる飛躍を~

【メリット①】

建物(新規・既存)に塗るだけという工事のしやすさ!
軽量であるため建物への負荷軽減、低コスト!

【メリット②】

屋根や壁面に施工することにより、外部からのエネルギーを建物内部へ流入する量を減少させる事で、光熱費を削減! 冷暖房に伴うCO2排出量の約36%を削減可能!

【メリット③】

内部の温度上昇を抑える「遮熱ヘルメット」の開発や、塗装の行いにくい場所へ使用可能な「遮熱・断熱シート」等の新製品の開発を行っており、可能性は無限!

施工事例



お問合せ

〒895-0013

鹿児島県鹿児島市川内市宮崎町2052番地

TEL: 0996-20-5935

FAX: 0996-20-5941